の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

［2～9　略］

（第二号厚生年金被保険者の資格取得届等）

第八十七条の二の三　［略］

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第八十七条の二の四　［略］

［略］		［略］	［略］
［略］		［略］	［略］
第五条の二第一項第一号の二	又は	及び	
［略］			
［略］		［略］	［略］
［略］		［略］	［略］

2　高齢任意加入被保険者が第八十七条の二の二第三項第一号の書類の提出を行つた場合は、高齢任意加入被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。

3　第八十七条の二の二第八項の規定は、第一項の申出、届出その他の行為について準用する。

［条を削る。］

（組合員長期原票）

第八十七条の三　連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、第八十七条の二の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の三第三項及び第八十七条の二の四第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第百二十条第三項及び第百二十条「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

［2～9　同上］

（第二号厚生年金被保険者の資格取得届等）

第八十七条の二の二　［同上］

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第八十七条の二の三　［同上］

［同上］		［同上］	［同上］
［同上］		［同上］	［同上］
［項を加える。］			
［同上］		［同上］	［同上］
［同上］		［同上］	［同上］

2　高齢任意加入被保険者が第八十七条の二第三項第一号の書類の提出を行つた場合は、高齢任意加入被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。

3　第八十七条の二第八項の規定は、第一項の申出、届出その他の行為について準用する。

（短期組合員となつた者の資格取得届等）

第八十七条の二の四　短期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所及び短期組合員となつた日を記載した短期組合員資格取得届を組合に提出しなければならない。

2　短期組合員は、短期組合員の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を組合に提出しなければならない。

3　短期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該短期組合員であつた者（死亡した場合には当該短期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。

一　短期組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所

二　退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

三　短期組合員の資格を喪失した年月日

（組合員長期原票）

第八十七条の三　連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、第八十七条の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の三第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第百二十条第三項及び第百二十条の四第四